

徳島県告示第五百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

阿南市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 阿南市公共下水道

三 事業施行期間

平成十一年十月二十九日から

令和七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成二十八年徳島県告示第二百二十七号（都市計画事業の変更を認可した件）の事業地に阿南市向原町下ノ浜地内を加える。

2 使用の部分
なし